◆　住宅の応急修理の対象範囲　◆

災害救助法による住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られる。畳の修繕等については、これを認めないものではないが、一般的に修理は屋根、壁、床等、より緊急を要する部分から実施するものと解すべき。なお、応急修理の範囲は、以下の通りである。

① 屋根、柱、床、外壁、基礎等
② ドア、窓等の開口部
③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線
④ 衛生設備

○住宅の応急修理の対象範囲

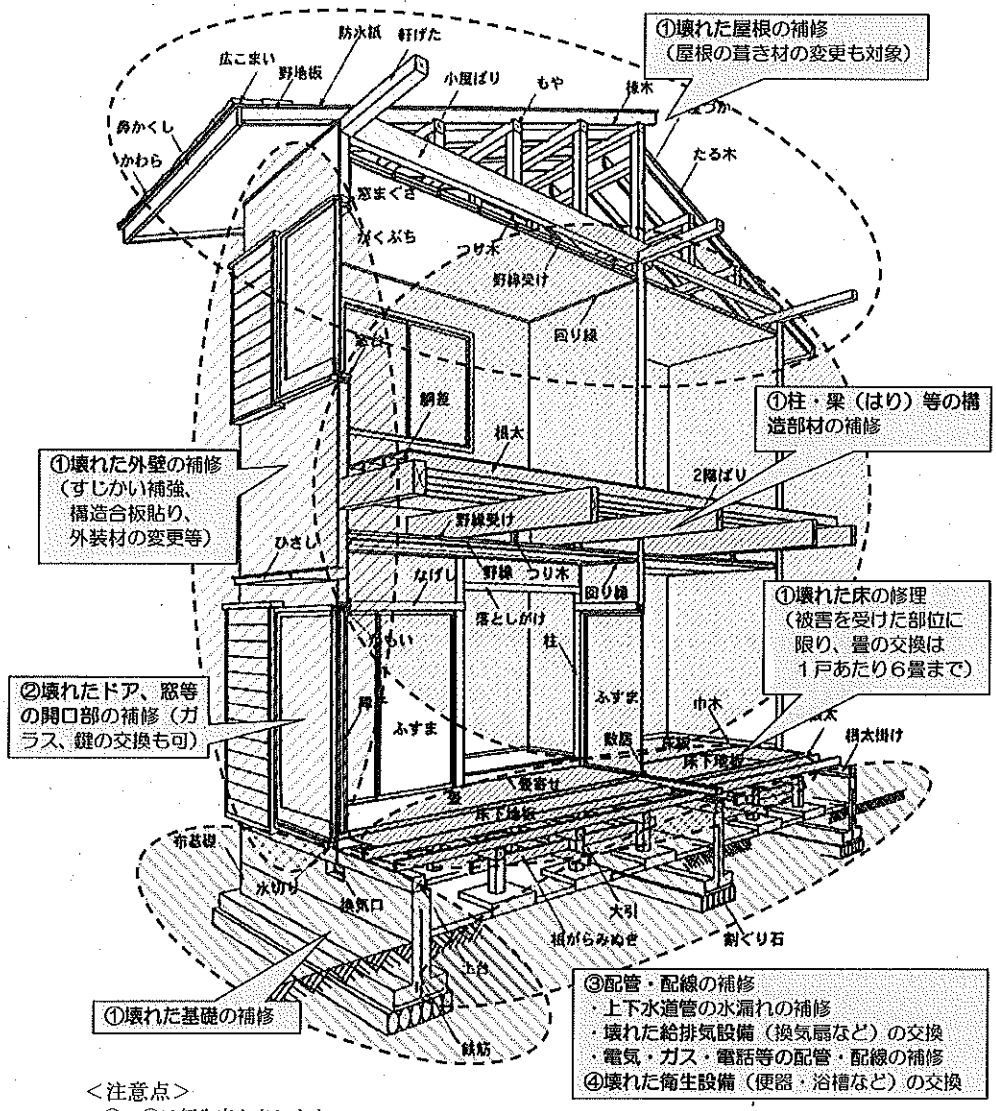

＜注意点＞
・①～④は優先度を表します。
・内装は原則として、対象外です（例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など）。
　ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、１戸あたり６畳まで対象です。家電製品は、対象外です。

出典：広島県ホームページ